

参考資料 図書館ネットワーク専門委員会が大きく関わった協定等

○「埼玉版 ISBN 総合目録」運用に関する申合せ

平成 19. 4. 1

（目的）

1 埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定及び図書館資料相互貸借要領に基づき、埼玉版 ISBN 総合目録（以下「総合目録」という。）による図書館資料の貸借に関し必要な事項を申し合わせ、総合目録を利用する際の共通理解とする。

（参加館）

2 総合目録の利用に際しては、自館図書館資料の ISBN データを提供することを原則とし、以下の要件に対応できる館を総合目録の参加館とする。

（1）自館図書館システムから所蔵資料の ISBN データを抽出し、提供できること。なお、当該年度にデータ提供を計画している館も参加館とする。

（2）検索ソフト及び所蔵データをインストールできるパソコンを有すること。

（相互貸借）

3 相互貸借を行うに当たっては、図書館間図書館資料相互貸借要領による。

（借受依頼）

4 総合目録により借受依頼をするときは以下の点に留意する。

（1）所蔵館が複数ある場合、相互貸借量の多いと思われる館への依頼は控える。

（2）一つの館へ一度に大量に依頼しない。

（3）総合目録はデータ抽出時の「固定された」データなので、その後の所蔵状態の変化

（不明、除籍等）の反映がないことを十分理解して利用するようにする。

（協議）

5 総合目録の円滑な運用を図るため、随時各館実務担当者の連絡会議を開催し、運用の諸問題について協議する。

（事務局）

6 総合目録に関わる事務局は、当面、埼玉県図書館協会公共図書館部会図書館ネットワーク専門委員会内に設置する。

(庶務)

7 この申合せに必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者会事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。

附則

- 1 この申合せは平成11年6月29日より運用する。
- 2 この申合せは平成17年4月1日より運用する。
- 3 この申合せは平成19年4月1日より運用する。

○埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）における希少資料の保存に関して必要な事項を定め、保存体制の確立を図ることにより、将来にわたり広く県民の利用に供することを目的とする。

(対象となる資料)

第2条 この協定において希少資料とは、地域資料及び雑誌を除いた一般図書及び児童図書のうち、加入館内において1館のみが所蔵し、その所蔵冊数が1冊のみの資料（当分の間、ISBNが付されていない資料は除く。）とする。

(単館所蔵情報)

第3条 加入館は、埼玉版 ISBN 総合目録から抽出した単館所蔵リストにより希少資料であることの確認をするものとする。

(保存)

第4条 希少資料であることが確認された場合は、著しい汚破損等により利用に供することができない場合及び保存除外資料を除き、当分の間、当該資料を所蔵する図書館で責任を持って保存する。

(協議)

第5条 この協定の運用の諸問題等について協議するため、随時加入館の担当者連絡会議を開催する。

(庶務)

第6条 この協定に関し必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者会事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

○埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領

平成 19. 1. 10 施行 平成 27. 6. 16 改正
理事長決裁

(目的)

第1条 この要領は、「埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定」(以下「協定」という。)第7条に基づき、希少資料の保存の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保存の調整)

第2条 「協定」第4条で規定する「著しい汚破損等により利用に供することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 汚破損の状態がひどく、修復しても利用に耐えないと認められるとき
 - 二 選定基準外の資料であり、当該資料を保存しておくことに運営上支障があると認められるとき
 - 三 その他利用に供することが著しく困難な場合
- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合は、その事務処理に際し、埼玉県立熊谷図書館(以下「熊谷図書館」という。)と調整を行うものとする。

(保存除外資料)

第3条 協定第4条で規定する「保存除外資料」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、希少資料ではあるが、その除籍等については所蔵館に一任するものとする。

- 一 コンピュータ関係資料 二 旅行案内書に類する資料
- 三 冠婚葬祭、医学、家政学、文例集・挨拶事例集に類する実用書
- 四 年版または新版が発行され、その内容が同一内容または最新情報に書き換えられている資料(ただし、年鑑・年報・統計書・白書類を除く)
- 五 その他、図書館協力担当者会において、協議し、保存する必要がないと理事長が認めた資料

(データ抽出)

第4条 熊谷図書館は、埼玉版 ISBN 総合目録(以下「ISBN 目録」という。)の各館データから単館所蔵データを抽出し、加入館に配布する。

2 抽出するデータは1年毎の新規更新とし、毎年第4回(1月末現在)のISBN目録の各館データを基準とする。

(システム投入)

第5条 加入館は、配布されたデータファイルを各館の図書館システムに取り込み、除籍時に識別できるよう、コメント出力等の処理をするものとする。

2 図書館システムへデータ投入ができない場合は、第3条に該当する資料を除き、次の方法のいずれかにより、加入館が除籍時に識別できるよう対処するものとする。

一 単館所蔵資料にラベル貼付をする。

二 ISBN 目録で除籍予定資料の ISBN 番号を読み込ませ、自館しか表示されない資料について、除籍予定からはずす。

三 単館データファイルを検索し、合致するものについて、除籍予定からはずす。

(要領の見直し)

第6条 この要領は、埼玉県内の図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。

(協議)

第7条 本実施要領に定めのない事項に関しては、図書館協力担当者会で協議の上、理事長が別途定める。

附則 この実施要領は、平成19年1月10日より運用する。

附則 この実施要領は、平成27年6月16日より運用する。

○埼玉大学図書館及び埼玉県立大学情報センターと埼玉県内市町村立図書館等との資料相互貸借に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉大学図書館及び埼玉県立大学情報センター（以下「大学図書館」という。）と埼玉県内市町村立図書館等との間で、それぞれが所蔵する資料の貸借につき相互に協力することにより、各施設利用者の研究、教育及び学習に資することを目的とする。

(参加館)

第2条 前条にいう埼玉県内市町村立図書館等とは、埼玉県図書館協会公共図書館部会に加入する市町村立図書館等のうち、本協定への参加を表明した館（以下「参加館」という。）とする。

2 大学図書館及び参加館は、埼玉県図書館協会理事長に協定合意書を提出するものとする。

(資料)

第3条 この協定において資料とは、それぞれが所蔵する図書館資料のうちの図書をいう。

(所蔵情報)

第4条 大学図書館及び参加館は、資料の貸借を円滑に行うため自館資料の所蔵情報を公開するとともに、相互において有効に活用できるよう努めるものとする。

(貸借の要領)

第5条 大学図書館と参加館間の資料の貸借については、別に定める要領により行う。

(協議連絡)

第6条 この協定に定めのない事項及び実施に必要な事項についての協議及び情報交換は、図書館協力担当者会において行う。

(事務)

第7条 この協定の実施に係る事務は、埼玉県図書館協会事務局が行う。

附則

この協定は、平成21年4月1日以降効力を発する。

○埼玉大学図書館及び埼玉県立大学情報センターと埼玉県内市町村立図書館等との資料相互貸借要領

(目的)

第1条 この要領は、「埼玉大学図書館及び埼玉県立大学情報センターと埼玉県内市町村立図書館等との資料相互貸借に関する協定」第5条に基づき、図書の相互貸借を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(資料)

第2条 相互貸借を行う図書は、貸出を行う図書館（以下「貸出館」という。）が定める貸出規則等による。

2 埼玉大学図書館及び埼玉県立大学情報センターが貸出を行う図書は、市町村立図書館等及び埼玉県立図書館が所蔵しない図書とする。

(利用)

第3条 借り受けた図書は、貸出館の特別な指示がない限り、その図書を借り受けた図書館(以下「借受館」という。)の利用規則等により利用するものとする。

(貸出冊数)

第4条 相互貸借を行う図書館間の貸出冊数の制限は設けない。ただし、借受館の利用者が一度に利用できる図書は、一人あたり3冊を上限とする。

(貸出期間)

第5条 図書の貸出期間は、搬送日数も含めて原則30日間とする。ただし、貸出館が認めた場合に限り、その期間を延長することができる。

(貸出手続き)

第6条 貸出申込みは、様式第1号によりファックスで行うものとする。

2 当該図書が貸出できない場合は、当該図書の所蔵館が貸出申込み館に連絡をする。

(搬送手段)

第7条 図書の搬送は、埼玉県立図書館が運行する連絡車及び協力車による。

(責任の所在)

第8条 借受館は、図書を受領した時点から連絡車及び協力車に引き継ぐまでの間、図書管理の責任を有する。搬送中の図書については、埼玉県立熊谷図書館の責任とする。

2 借り受けた図書を亡失若しくは損傷した場合は、貸出館の指示に従わなくてはならない。

(連絡協議)

第9条 この要領の円滑な運用を図るため、図書館協力担当者会において、運用上の諸問題について協議するものとする。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

相互貸借申込書

申込日： 年 月 日

申込館 (担当)

御中

FAX：

TEL：

FAX：

■下記事項について事前確認しましたので、資料の貸出をお願いいたします。不明等の場合には、ご連絡ください。

【公共 → 大学】 図書館協カウエブサイト相互貸借条件 依頼資料は図書 県内公共図書館等の所蔵なし *欄の記入

【大学 → 公共】 図書館協カウエブサイト相互貸借条件 依頼資料は図書

| 配架場所* | 請求記号* | 資料番号* | 書名 | 著者名 | 出版社 | 出版年 | ISBN | 貸出中の 場合 |
|-------|-------|-------|----|-----|-----|-----|------|-------------|
| | | | | | | | | 予約可・ 要連絡 |
| | | | | | | | | 予約可・ 要連絡 |
| | | | | | | | | 予約可・ 要連絡 |

(連絡事項)

(回答欄) 当館所蔵せず 貸出中 相互貸借資料対象外 不明本・長期未返却本 研究室で使用中的のため提供不可

図書館ネットワーク専門委員会の歩み

(旧 システム分科会、ネットワーク分科会、システム・ネットワーク専門委員会 を含む)

平成 29 年 3 月 31 日発行

編集・発行 埼玉県図書館協会 図書館ネットワーク専門委員会

事務局 埼玉県立熊谷図書館内

熊谷市箱田 5-6-1

電話 048(523)6291

FAX 048(523)6468